

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一夫

(説明) 国立市の町区域の新設に伴い、児童遊園の名称及び位置を定めた別表の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市児童遊園条例の一部を改正する条例案

国立市児童遊園条例（昭和 50 年 3 月国立市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 23 号を削り、第 24 号を第 23 号とし、第 25 号から第 38 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 39 号を第 38 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

39	谷保東遊園	同 谷保 7 丁目 28 番地の 3
----	-------	--------------------

付 則

この条例は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。